

令和元年 5 月

お 客 さ ま 各 位

大阪シティ信用金庫

各種預金規定等の改定追加のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では平成 31 年 4 月に、令和元年 6 月から普通預金等共通規定等の一部を改定のご案内をさせていただいております。

このたび、下記のとおり「一般当座勘定規定」他についても同様の改定を行います。

預金規定等の改定後は、新規取引開始時にこれまで以上にお客さまに関する情報や、口座の利用目的等を詳細にお聞きすることがございます。

また、すでにお取引のあるお客さまにも、お取引の内容や状況等について、再確認させていただくことがございます。その際には、各種確認資料の提示をお願いすることがございますので、ご協力をお願いいたします。

当金庫が求める確認資料を適切にご提出いただけない場合や、当金庫が不審と判断した場合には、お取引をお断りさせていただくことや、お取引を制限させていただくことがございます。

なお、改定後の預金規定等は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 規定の改定に追加する規定

項目
一般当座勘定規定
当座勘定規定（専用約束手形口用）
定期預金共通規定
定期積金規定
積立定期預金規定
一般財形預金・住宅財形預金・財形年金預金共通規定
通知預金規定
外貨普通預金規定
外貨定期預金規定
貸金庫規定

2. 改定日

令和元年 6 月 1 日（土）

3. 改定内容

一般当座勘定規定について、以下の条項を追加・変更いたします。
なお、当該規定以外の規定においても同様の改定を行います。

<一般当座勘定規定 抜粋>

第15条（取引時確認） 「追加」

- （1）当座勘定取引口座の開設等の際には、当金庫は法令で定める取引時確認を行います。この場合、当該確認に必要な資料の提示または提出を求めます。本項により当金庫が確認した事項について変更があった場合は、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。
- （2）日本国籍を保有せず在留期限がある預金者が本邦に居住する場合は、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により当店に届出てください。届出後に在留資格・在留期間に変更があった場合も同じとします。
- （3）法令等により、当金庫が取引内容等確認のため、必要な説明や資料の提出を求めた場合は、速やかに回答または資料を届出てください。

第25条（反社会的勢力との取引拒絶） 「変更」

この当座勘定は、第26条第3項第1号、第2号アからオおよび第3号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第26条（取引の制限、解約等） 「変更」

- （1）この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。
- （2）次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの当座勘定取引の一部を制限し、もしくは全ての当座勘定取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの当座勘定取引口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

この当座勘定取引口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または当座勘定取引口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

この当座勘定取引の預金者が第24条に違反した場合

この当座勘定取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそ

のおそれがあると認められる場合

当金庫が第15条による取引時確認を行うにあたって、預金者について確認した事項または預金者の回答もしくは資料の内容に関し、虚偽が明らかになった場合

第15条第2項による届出のあった在留資格を喪失し、または在留期間が経過した場合

第15条による取引確認時の預金者の対応、説明内容、提出資料およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- ア．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- イ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ウ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- エ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- オ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- ア．暴力的な要求行為
- イ．法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- エ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損

し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ．その他アからエに準ずる行為

(4) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(5) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

(6) 第2項および第3項により、この当座勘定取引口座が解約され残高がある場合、またはこの当座勘定取引の一部を制限または全ての当座勘定取引を停止され、その解除を求める場合には、届出の印章および取引時確認に必要な書類を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

また、第2項第6号による取引の制限について、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は速やかに取引等の制限を解除します。

4. お問い合わせ先

コンプライアンス部

電話：06-6201-2881（大代表）

受付時間：当金庫営業日（平日）の午前9時～午後5時

以上